

令和5年度 第2回佐賀県私立学校審議会

日 時 令和6年3月22日（金） 14：00～

場 所 佐賀県庁 新館4階 特別会議室

佐 賀 県

佐賀県私立学校審議会 委員名簿

(令和5年6月26日現在)

区分	氏名	現職	任期（4年）	備考	
私立学校 校 代 表	中学校	手塚 秀司	北陵高等学校長	令和4(2022).8.16～ 令和6(2024).9.5	
	・高等学校	笠 慶宣	佐賀学園理事長	令和2(2020).9.6～ 令和6(2024).9.5	
	学校	檜崎 浩史	弘学館中学校・高等学校長	令和2(2020).9.6～ 令和6(2024).9.5	
	幼稚園	堤 孝雄	弥生が丘マイトリー幼稚園長	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
	園	福元 芳子	西九州大学附属三光幼稚園副園長	令和2(2020).9.6～ 令和6(2024).9.5	
	専・各	堤 和義	佐賀コンピュータ専門学校事務長	令和2(2020).9.6～ 令和6(2024).9.5	
学 識 経 験 者		宮原 真一	佐賀県議会議員	令和5(2023).6.26～ 令和8(2026).8.31	
		古賀 明美	佐賀大学医学部看護学科教授	令和2(2020).9.6～ 令和6(2024).9.5	
		平野 智子	(株) キャリアサプライ代表取締役社長	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
		北村 舞	佐賀県私立中学高等学校保護者会連絡協議会長	令和5(2023).6.26～ 令和8(2026).8.31	
		古賀 友枝	公認会計士	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
		力久 尚子	弁護士	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	

【諮問事項】

第1号 中原幼稚園の廃止認可について	1
第2号 和泉幼稚園の廃止認可について	2
第3号 学校法人和泉学園の解散認可について	3
第4号 唐津ビジネスカレッジの目的変更認可（専門課程の分野新設）について	4
第5号 寺元ドレメデザイン専門学校の廃止認可について	7
第6号 学校法人寺元ドレメデザイン専門学校の解散認可について	
第7号 西九州調理師学校の閉鎖命令について	8
第8号 学校法人高取学園の解散命令について	

【その他報告事項】

私立学校法の改正について	9
県専修学校設置認可審査基準の改正について	11
第45回九州地区私立学校審議会協議会について	12
全国私立学校審議会連合会第78回総会について	13

【参考】

諮問事項 根拠法令	15
諮問事項 学校地図	19
認定こども園4類型の比較	23

諮問第1号

中原幼稚園の廃止認可について

学校法人宝禅学園が設置する中原幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行するため、幼稚園の廃止認可について諮問するもの。

1 設置者	学校法人宝禅学園
2 学校の名称	中原幼稚園
3 位置	佐賀県三養基郡みやき町原古賀 1532-4
4 廃止の時期	令和6年3月31日
5 園児の処置	幼保連携型認定こども園において、継続して教育・保育を実施する。
6 教職員の処置	幼保連携型認定こども園にて継続して雇用する。
7 資産の処置	幼保連携型認定こども園の施設等として、教育・保育のため引き続き使用する。

【根拠規定】

- (1) 学校教育法第4条第1項
- (2) 私立学校法第8条第1項

諮問第2号

和泉幼稚園の廃止認可について

学校法人和泉学園が設置する和泉幼稚園が保育所型認定こども園へ移行するため、幼稚園の廃止認可について諮問するもの。

1 設置者	学校法人和泉学園
2 学校の名称	和泉幼稚園
3 位置	佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉 1268-3
4 廃止の時期	令和6年3月31日
5 園児の処置	保育所型認定こども園にて継続して教育・保育を行う
6 教職員の処置	希望者は保育所型認定こども園にて継続して雇用する
7 資産の処置	保育所型認定こども園の資産として、教育・保育のために引き続き使用する。
8 その他	和泉ふたば保育園と一元化し保育所型認定こども園へ移行する。

【根拠規定】

- (1) 学校教育法第4条第1項
- (2) 私立学校法第8条第1項

諮問第3号

学校法人和泉学園の解散認可について

学校法人和泉学園が設置する和泉幼稚園の廃止により、設置する学校がなくなるため、学校法人の解散認可について諮問するもの。

1 設置者	学校法人和泉学園
2 学校の名称	和泉幼稚園
3 位置	佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉 1268-3
4 解散の時期	令和6年3月31日
5 園児の処置	保育所型認定こども園にて継続して教育・保育を行う
6 教職員の処置	希望者は保育所型認定こども園にて継続して雇用する
7 資産の処置	幼稚園事業の全部（土地、建物、備品等及び預金の一部）を社会福祉法人和泉ふたば保育園へ譲渡し、保育所型認定こども園を設置する。

【根拠規定】

- (1) 私立学校法第50条第2項
- (2) 私立学校法第31条第2項（同法第50条第3項で準用）

諮問第4号

唐津ビジネスカレッジの目的変更認可について

学校法人コア学園が設置する専修学校唐津ビジネスカレッジに、新たに文化・教養分野及び商業実務分野の学科を設置するため、専修学校の目的変更認可について諮問するもの。

1. 学校 の 名 称	唐津ビジネスカレッジ																																																				
2. 設 置 者 名	学校法人コア学園 理事長 今村彰則																																																				
3. 位 置	唐津市松南町2番77号																																																				
4. 変 更 の 時 期	令和6年4月1日																																																				
5. 変 更 の 内 容	<p>・学則の「目的」を変更する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(目的) 第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、専門教育を施し、社会に貢献できる有能な人材を育成する事を目的とする。</td> <td colspan="2">(目的) 第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、<u>工業、商業実務、文化・教養</u>に関する専門教育を施し、社会に貢献できる有能な人材を育成する事を目的とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※従来は工業分野の教育のみを目的としていたが、今回新たに商業実務分野及び文化・教養分野の教育を行うこととしたもの。</p> <p>[参考]</p> <p>(変更前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>課程</th> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工業</td> <td rowspan="4">専門</td> <td>情報システム科</td> <td>2年</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>情報ビジネス科</td> <td>2年</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td><u>医療ビジネス科【廃止】</u></td> <td><u>2年</u></td> <td><u>20人</u></td> </tr> <tr> <td><u>キャリア学科【廃止】</u></td> <td><u>1年</u></td> <td><u>10人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(変更後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>課程</th> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工業</td> <td rowspan="2">専門</td> <td>情報システム科</td> <td>2年</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>情報ビジネス科</td> <td>2年</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>商業実務</td> <td rowspan="2">専門</td> <td><u>医療ビジネス科【新設】</u></td> <td><u>2年</u></td> <td><u>20人</u></td> </tr> <tr> <td>文化・教養</td> <td><u>公務員学科【新設】</u></td> <td><u>1年</u></td> <td><u>10人</u></td> </tr> </tbody> </table>				変更前		変更後		(目的) 第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、専門教育を施し、社会に貢献できる有能な人材を育成する事を目的とする。		(目的) 第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、 <u>工業、商業実務、文化・教養</u> に関する専門教育を施し、社会に貢献できる有能な人材を育成する事を目的とする。		分野	課程	学科名	修業年限	収容定員	工業	専門	情報システム科	2年	20人	情報ビジネス科	2年	20人	<u>医療ビジネス科【廃止】</u>	<u>2年</u>	<u>20人</u>	<u>キャリア学科【廃止】</u>	<u>1年</u>	<u>10人</u>	分野	課程	学科名	修業年限	収容定員	工業	専門	情報システム科	2年	20人	情報ビジネス科	2年	20人	商業実務	専門	<u>医療ビジネス科【新設】</u>	<u>2年</u>	<u>20人</u>	文化・教養	<u>公務員学科【新設】</u>	<u>1年</u>	<u>10人</u>
	変更前		変更後																																																		
	(目的) 第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、専門教育を施し、社会に貢献できる有能な人材を育成する事を目的とする。		(目的) 第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、 <u>工業、商業実務、文化・教養</u> に関する専門教育を施し、社会に貢献できる有能な人材を育成する事を目的とする。																																																		
	分野	課程	学科名	修業年限	収容定員																																																
	工業	専門	情報システム科	2年	20人																																																
			情報ビジネス科	2年	20人																																																
			<u>医療ビジネス科【廃止】</u>	<u>2年</u>	<u>20人</u>																																																
			<u>キャリア学科【廃止】</u>	<u>1年</u>	<u>10人</u>																																																
	分野	課程	学科名	修業年限	収容定員																																																
	工業	専門	情報システム科	2年	20人																																																
情報ビジネス科			2年	20人																																																	
商業実務	専門	<u>医療ビジネス科【新設】</u>	<u>2年</u>	<u>20人</u>																																																	
文化・教養		<u>公務員学科【新設】</u>	<u>1年</u>	<u>10人</u>																																																	

6. 開設の時期	令和6年4月1日
7. 教職員	<p>公務員学科については、従来から附帯教育（別科）として設置していたものを正規の課程として設置するものであり、既に教育体制は整っている。また、設置基準で定める教員数も満たしている。</p> <p>医療ビジネス科の教育体制は変更なし。</p>
8. 施設・設備	<p>公務員学科は廃止するキャリア学科の教室・教具等を使用する。</p> <p>医療ビジネス科については変更なし。</p>

【根拠規定】

- (1) 学校教育法第130条第1項
- (2) 私立学校法第8条第1項（同法第64条第1項で準用）

唐津ビジネスカレッジの概要

1. 教職員数

専任教員 9人（うち校長1人）

事務職員 1人

2. 生徒数（R5.5.1 現在）

（単位：人）

課程名	学科名	1 学年	2 学年
工業専門課程	情報システム科	15	14
	情報ビジネス科	4	4
	医療ビジネス科	4	1
	キャリア学科	0	—

諮問第5号 寺元ドレメデザイン専門学校の廃止認可について

諮問第6号 学校法人寺元ドレメデザイン専門学校の解散認可について

・学校法人寺元ドレメデザイン専門学校が設置する寺元ドレメデザイン専門学校について、長期に渡り生徒が在籍しておらず、今後の再開予定もないため、専修学校の廃止認可について諮問するもの。

・寺元ドレメデザイン専門学校の廃止により、学校法人が設置する学校がなくなるため、学校法人の解散認可について諮問するもの。

1 学校法人名	学校法人寺元ドレメデザイン専門学校
2 学校名	寺元ドレメデザイン専門学校
3 位置	佐賀市中央本町1-10
4 廃止の時期	知事が認可した日
5 生徒の処置	平成23年以降生徒は在籍していない。
6 教職員の処置	既に全員退職しており、教職員はいない。
7 資産の処置	校舎は学校法人理事長が代表を務める株式会社が所有している。 校地は売却の上、売却益を債務の弁済に充てる予定。 債務超過となる分については、債権者に債務放棄してもらう旨の合意がなされている。

【根拠規定】

(専修学校廃止)

(1) 学校教育法第130条第1項

(2) 私立学校法第8条第1項 (同法第64条第1項で準用)

(学校法人解散)

(1) 私立学校法第50条第2項

(2) 私立学校法第31条第2項 (同法第50条第3項で準用)

諮問第7号 西九州調理師学校の閉鎖命令について

諮問第8号 学校法人高取学園の解散命令について

学校法人高取学園に対し、西九州調理師学校の閉鎖命令及び学校法人の解散命令を行うことについて諮問するもの。

1 学校法人	学校法人高取学園
2 学校の名称	西九州調理師学校
3 位置	佐賀市鍋島2-5-21
4 解散の時期	私立学校審議会の審議を経て、知事が学校の閉鎖及び学校法人の解散を命令した日
5 命令の内容・理由	<p>【閉鎖命令】</p> <p>本校では6か月以上授業が行われておらず、現在も活動の実態がない。これは、学校教育法第13条第1項第3号に該当し、学校関係者による自主的な廃止手続の見込みがないことから、閉鎖を命じるもの。</p> <p>【解散命令】</p> <p>本学校法人は、設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びに設置する私立学校の経営に必要な財産を有しておらず、私立学校法第25条第1項に違反している。</p> <p>また、法人による自主的な解散手続をとることも見込まれない。</p> <p>よって、私立学校法第62条第1項の規定に基づき、学校法人の解散を命じるもの。</p> <p>なお、令和6年3月28日(木)に閉鎖命令及び解散命令に係る聴聞を開催し、その後命令を行う予定である。</p>
6 状況	<p>設置する学校は平成4年頃から休校状態であり、校地校舎も売却済みである。</p> <p>学校関係者と連絡が取れず、自主的な解散手続は見込めない。</p>

【根拠規定】

(閉鎖命令)

(1) 学校教育法第13条第1項(同法第133条第1項で準用)

(2) 私立学校法第8条第1項(同法第64条第1項で準用)

(解散命令)

(1) 私立学校法第25条第1項

(2) 私立学校法第62条第1項、第2項

報告事項 1

私立学校法の改正について

<改正概要>

別紙のとおり

<スケジュール>

令和5年5月8日 私立学校法の一部を改正する法律公布

令和6年1月頃まで 政省令案・寄附行為作成例の周知
学校法人による寄附行為変更の検討

令和6年夏以降 学校法人による寄附行為変更申請
国・都道府県による認可

令和7年4月1日 改正法施行

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手續等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手續等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。（第29条、第30条関係）
- 理事長の選定は理事会で行う。（第37条関係）

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。（第31条、第45条、第46条、第48条関係）

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。（第18条、第31条関係）
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。（第62条関係）
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。（第33条、第67条、第140条関係）

④ 会計監査人

- 大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手續や欠格要件等を定める。（第80条～第87条、第144条関係）

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。（第150条関係）
- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。（第53条、第86条関係）
- 会計・情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。（第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係）
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。（第157条～第162条関係）

3. その他

施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

県専修学校設置認可審査基準の改正について

<改正理由>

専修学校の学校医の配置について、実態に合った規定内容とするため。

<改正施行日>

令和6年4月1日

(変更前)

6 職員について

専修学校には、相当数の事務職員及び学校医を置くものとする。ただし、学校医は非常勤であっても差し支えないものとする。

(変更後)

6 職員について

専修学校には、相当数の事務職員及び学校医を置くものとする。ただし、学校医については、保健管理に関する専門的事項に関し、医師による技術及び指導が受けられる体制を整備すれば足りるものとする。

(参考) 学校教育法施行規則

第三十二条 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

第 4 5 回 九州地区私立学校審議会協議会について

会議名	第 4 5 回 九州地区私立学校審議会協議会
開催日	令和 5 年 8 月 3 0 日 (水)
場所	マリパレスかごしま (鹿児島県鹿児島市)
出席者	九州各県の私立学校審議会会長及び事務局職員 他 (佐賀県) 委員 堤 和義 法務私学課 私立中高・専修学校支援室 主査 瀬戸 笙子
内 容	<p>【議題】</p> <p>(1) 私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する事項の考え方について (提案県：沖縄県)</p> <p>(2) 私立学校の新設及び収容定員増への対応について (提案県：鹿児島県)</p> <p>※協議の結果、上記 (1) の議題を私立学校審議会連合会総会への提出議題とすることに決定</p> <p>【資料による情報交換】</p> <p>(1) 高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更の届出事項化について (鹿児島県)</p> <p>(2) 私立学校の定員超過の是正命令・指導について (鹿児島県)</p>

全国私立学校審議会連合会第78回総会について

会議名	全国私立学校審議会連合会第78回総会
開催日	令和5年10月24日（火）～25日（水）
場 所	ホテルハマツ（福島県郡山市）
出席者	全国の私立学校審議会会長及び事務局職員 他 （佐賀県）会長 笠 慶宣 法務私学課 私立中高・専修学校支援室 主査 瀬戸 笙子
内 容	<p>〔1日目〕</p> <p>○総会 報告・協議 令和4年度事業報告、決算報告・監査報告及び令和5年度事業計画・収支予算等について、承認された。</p> <p>○第1専門部会（専修学校・各種学校） ＜議題＞ 議題1 令和6年度以降に工業関係分野及び農業関係分野を設置し、新たに学科を設置する専修学校について</p> <p>○第2専門部会（幼稚園・特別支援学校） ＜議題＞ 個別議題なし</p> <p>○第3専門部会（小学校・中学校・高等学校） ＜議題＞ 議題1 高等学校通信制課程の通信教育連携協力施設に係る基準等について 議題2 通信制高校の審査基準（教員数、その他）について 議題3 高等学校における広域の通信制課程の新設等に関する基準について 議題4 私立学校の新設及び定員増の認可に係る対応について 議題5 奨学のための給付金の学校の代理受領について</p> <p>○各専門部会共通議題 議題1 長期間休校している学校への対策について</p>

議題2 私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する事項の考え方について

〔2日目〕

○総会

- (1) 各専門部会の協議結果についての報告
- (2) 次期総会について

開催県：長野県